

誰のため？ 何のため？

■著作権法改正へ——山田 奨治

今回は、お隣の韓国の著作権事情を話題にします。歴史的な経緯から、韓国の著作権法は日本のものと似ています。しかし、韓国のほうが日本の将来を先取りしている部分もあります。2011年7月に暫定発効したE-Uとの自由貿易協定（FTA）と、12年3月に発効した米韓FTAによって、韓国は保護期間を7年に延長し、非親告罪化を進め、法定損害賠償制度を導入するなどの著作権法改正を、国内の猛反対を押し切る形で実施しました。環太平洋連携協定（TPP）で日本がこれから行おうとしているのと似たことを先に経験しているのです。また、それにもなつて青少年を巻き込んだ社会的な混乱が広がっています。

① 韓国の合意金ビジネス

韓国には「合意金ビジネス」が横行していると聞きます。「合意金ビジネス」とは、正当な権

利者の代理人や権利者とは関係のない法務法人が軽微な著作権侵害者を見つけ出し、告訴や通

この部分は公開に適さないため削除されています。

報をしないかわりに「合意金」を要求するものです。「合意金」の相場は相手が大人だと約10万円、小学生なら約5万円だそうです。

複雑な著作権法など知らない青少年は、インターネット上のファイル共有システムを使って著作権侵害コンテンツを公開してしまいがちです。韓国では、そうしたシステムの利用者の割合が日本よりも多いそうです。FTAよりも前のことになりましたが、07年には告訴を苦にした高校生が自殺したことも問題になりました。

「合意金ビジネス」が横行する背景には、韓国著作権法で刑事罰の対象が増えたこと、そして非親告罪化によって権利者の訴えがなくても侵害者を起訴で

非親告罪化で無関係の者が要求

きるようになったことがあります。これらによって、「合意金ビジネス」が成立し、それに手を染める法務法人が増えました。

非親告罪化によって、韓国の警察が著作権侵害罪を積極的に検挙するようにもなっています。13年のデータでは、韓国での著作権侵害罪の立件数は年間約2万5千件だそうです。人口が倍以上の日本では240件なので、韓国の状況は桁違いです。韓国内でもいまの状況は厳しすぎるという意見があります。親告罪の範囲を広げるか、あるいは刑事罰の対象を少なくするか、といった検討がなされているようですが、変化はまだ起きていません。

著作物の保護と利用をどうハ

ランスさせるのか、どの国でも悩みは多いようです。しかし韓国で画期的だったのは、FTAによる著作権法の厳格化に合わせて、より柔軟な利用を促進するために「フェアユース」という制度を導入したことです。その首領を取ったのは、韓国で著作権行政を司る「著作権局」でした。「フェアユース」は、かつて日本でも導入が検討されましたが、権利者団体の反対で実現していません。韓国や米国が持つ「著作権局」のように、著作権法の定めによって設置され、大局に立つてルール作りに関与できる公的機関が日本にも必要なのかもしれません。

（国際日本文化研究センター教授）